

## 「日めくりカレンダー みんなで元気にならんかや」デザイン使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、佐渡市健康推進協議会が作成した「日めくりカレンダー みんなで元気にならんかや」(以下、「日めくりカレンダー」という。)の使用に関し必要な事項を定めることにより、これらの適正な使用及び積極的な活用を図り、もって佐渡市の健康増進の一層の促進を目指すことを目的とする。

### (デザイン)

第2条 日めくりカレンダーのデザインは、以下の図のとおりとする。





(デザインに関する権利)

第3条 日めくりカレンダーのデザインに関する著作権は、佐渡市健康推進協議会に帰属し、使用者が自身のものとして使用することはできない。

(使用基準)

第4条 第1条に賛同し、次の基準に基づき、広く広報物等に日めくりカレンダーを使用することができる。

(1) 必ず、画像中のイラストと文字を一体として使用する。

(2) 文字やイラストを変えない。

(3) 色やレイアウトを変えない。

前項の基準を満たす場合であっても、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

(1) 自己の商標もしくは意匠とするなど独占的に使用するおそれがある場合

(2) 法令もしくは公序良俗に反するおそれがある場合

(3) 特定の個人、政党及び宗教団体活動のために利用するおそれがある場合

(4) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合

(使用承認)

第5条 デザインを使用する者は、佐渡市健康推進協議会事務局である佐渡市役所市民生活部健康医療対策課（以下、「健康医療対策課」という。）に申し出、その承認を受けなければならない。

(承認の取消し)

第6条 健康医療対策課は、日めくりカレンダーの不適切な使用が認められた場合、使用者に対して、その中止を求めることができる。

(規程の改定)

第7条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

本規程は、令和6年5月31日から施行する。